

医療法人宏徳会 安藤病院
(指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所)
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人宏徳会安藤病院(以下事業所という)が行う指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の為必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

事業所は、利用者等からの苦情を適切に対応するための体制を整備し、苦情受付窓口を設置するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 医療法人宏徳会 安藤病院 所在地 愛知県津島市唐臼町半池72-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤職員)(医師兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)従業者

理学療法士、または作業療法士 1名以上

従業者は、指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用定員は、各曜日定員

となるまでとする。

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容は、機能訓練・ADL指導などとし、指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その介護報酬告示上に額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、津島市、愛西市(旧海部郡佐屋町)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者及び家族に対し、サービス内容及び留意事項について十分に説明し、理解と同意を得た上でサービス提供をするものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。(年1回以上)

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後2ヵ月以内 継続研修 年2回

(2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

(3) 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は安藤病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る事。

(2) 事業所における虐待の防止に為の指針を整備する事とする。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する事。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の虐待防止責任者を置くこと。